

■ 変動金利型カードローン取引規定新旧対比表

改定前	改定後(改定箇所は赤字部分)
<p>第1条(取引方法)</p> <p>① カードローン取引(以下「この取引」という)は、「キャッシュカード(ローン兼用)」(以下「ローン兼用カード」という)の使用による当座貸越取引とし、小切手・手形の振出しあるいは引受け、または公共料金等の自動支払いは行わないものとします。</p>	<p>第1条(取引方法)</p> <p>① カードローン取引(以下「この取引」という)は、「キャッシュカード(ローン兼用)」(以下「ローン兼用カード」という)の使用による当座貸越取引とし、小切手・手形の振出しあるいは引受けは行わないものとします。</p>
<p>—</p>	<p>第9条(自動融資)</p> <p>① 返済用預金口座について、その残高をこえて、各種料金の支払いまたは証書貸付型消費者ローンによる約定返済に関するもの等当行所定の口座振替請求等があった場合には、貸越極度額の範囲内でその不足相当額を当座貸越口座から自動的に出金し、返済用預金口座に入金するものとします(本項による貸越を、以下「自動融資」という)。とします。</p> <p>② 返済用預金口座において、自動融資と総合口座取引規定に基づく当座貸越(以下「総合口座貸越」という)のいずれによる貸越も可能な場合には、総合口座貸越を優先するものとし、自動融資は総合口座貸越の貸越可能額をこえる金額について行うものとします。</p> <p>③ 自動融資を行った当日の営業終了後の当行所定時刻において返済用預金口座に資金化可能な残高が生じていた場合には、当該残高を同日自動融資を行った金額の範囲内で自動的に当座貸越口座に戻し入れることとします。また、自動融資当日に定期預金の預入が行われたこと等により、自動融資当日の営業終了後の当行所定時刻において総合口座貸越による貸越可能額が生じていた場合も同様とします。</p> <p>④ 返済用預金口座に対し同一日に複数の口座振替請求等があり、資金不足額が自動融資可能額をこえる場合、いずれの支払いに関し自動融資を行うかは当行の任意とします。</p>

改定前	改定後(改定箇所は赤字部分)
—	第9条(自動融資) ⑤ 借主は、当行所定の方法により申し出ること、 随時自動融資を停止・再開することができます。 ⑥ 2023年11月19日以前よりこの取引を利用する借主についても自動融資を利用できるものとします。ただし、当行所定の要件を満たさない借主についてはこの限りではなく、当行所定の方法により申し出ることを要するものとします。
第9条(期限の利益の喪失)	第10条(期限の利益の喪失)
第10条(解約) ② 前条第1項、第2項各号の事由が一つでも生じたとき、または規定第21条により銀行が借主との取引を継続することが不適切であると判断したとき、および期限に弁済をしないときは、借主に対する通知により銀行はいつでもこの取引を解約することができるものとします。 ③2. 法令で定める本人確認等における確認事項、第22条第1項で定める銀行からの求めによる借主への各種確認の内容や借主から提出された資料が偽りであると判明した場合	第11条(解約) ② 前条第1項、第2項各号の事由が一つでも生じたとき、または規定第 22 条により銀行が借主との取引を継続することが不適切であると判断したとき、および期限に弁済をしないときは、借主に対する通知により銀行はいつでもこの取引を解約することができるものとします。 ③2. 法令で定める本人確認等における確認事項、第 23 条第1項で定める銀行からの求めによる借主への各種確認の内容や借主から提出された資料が偽りであると判明した場合
第11条(中止、減額)	第12条(中止、減額)
第12条(差引計算)	第13条(差引計算)
第13条(借主からの相殺)	第14条(借主からの相殺)
第14条(充当の指定) ① 返済または第12条による差引計算の場合、借主の銀行に対するすべての債務を消滅させるに足りないときには、銀行が適当と認める順序方法により充当することができ、借主は、その充当に対して異議を述べることができないものとします。	第15条(充当の指定) ① 返済または第 13 条による差引計算の場合、借主の銀行に対するすべての債務を消滅させるに足りないときには、銀行が適当と認める順序方法により充当することができ、借主は、その充当に対して異議を述べることができないものとします。
第15条(届出事項等)	第16条(届出事項等)
第16条(危険負担、免責条項、費用負担)	第17条(危険負担、免責条項、費用負担)
第17条(諸費用の返済用預金口座よりの引落し)	第18条(諸費用の返済用預金口座よりの引落し)
第18条(取引約定の変更)	第19条(取引約定の変更)
第19条(成年後見人等の届け出)	第20条(成年後見人等の届け出)
第20条(合意管轄)	第21条(合意管轄)
第21条(反社会的勢力の排除)	第22条(反社会的勢力の排除)
第22条(取引の制限等)	第 23 条(取引の制限等)